

「ライブ配信」等における「写り込み」と著作権法改正

弁護士 佐々木 健詞



1 はじめに

近時、SNS等を通じて、不特定多数の人が配信者の状況をリアルタイムで見ることができる、いわゆる「ライブ配信」、「生配信」の利用が広がってきました。配信者の様子をリアルタイムで見ることができ、チャット機能等を用いて質問や会話をすることができるなど、配信者と視聴者の「近さ」がその魅力として取り上げられ、ビジネスの中でもその利用が検討されているものと思われます。

こうした「ライブ配信」について、著作権法上の観点から、ある問題が生じていました。それは、他人の著作物が配信映像の画角に含まれてしまう、いわゆる「写り込み」です。

著作権法(明治32年法律第39号)は、著作者の著作物に対する権利(著作権)を保護する法律です。その制定当時(西暦1899年)には、現在普及しているようなデジタル技術は当然存在しておらず、新しい表現媒体等が出現するたびに法改正が繰り返され、その守備範囲が拡充されてきました。そして、平成24年改正において、写真・動画等への「写り込み」に対応する著作権法30条の2が新設さ

れました(本稿では、平成24年改正において新設された著作権法30条の2を、以下「改正前30条の2」と呼びます。)

2 著作権法の考え方

著作権者は、著作物の「複製権」(著作権法21条)や「公衆送信権」(同23条1項)を有し、著作者以外がこれを行うには、当該著作者から許諾を受けるか、著作権法上の権利制限規定(著作権の行使が制限される場合(同30条以下))に該当する必要があります。

改正前30条の2が新設される前は、写真や動画を撮影する際、撮影対象物の近くに他人の著作物(例：絵画、ポスター、書籍の表紙(装丁)など)があり、画角に写り込んだ場合には、形式的に見ると著作物の「複製」にあたり、著作権者が独占する権利を侵害することになり得ると考えられました(なお、解釈上「複製」に当たらない、と判断する余地もありますが、この点は本稿では触れないことにします。)

しかし、権利制限規定である改正前30条の2が新設されたことにより、このような「写り込み」も、一定の

要件を満たすことで、許容されることになりました。

3 令和2年著作権法改正

平成24年改正後のデジタルデバイス(スマートフォンなど)の急速な普及等により、個人で撮影すると同時に、インターネット回線を通じてこれを放映する、いわゆる「ライブ配信」が広く普及してきました。もっとも、改正前30条の2第1項は、その文言上、「写真の撮影」、「録音」、「録画」のみが権利制限の対象であり、「ライブ配信」時の著作物の写り込みについては、著作権侵害のおそれがありました。こうした状況等に鑑み、改正前30条の2の対象を拡大する方向で検討が行われ、令和2年改正により、その対象範囲の拡大が実現しました(本稿では、令和2年改正において改正された著作権法30条の2を、以下「改正後30条の2」と呼びます。)。なお、改正後30条の2に関する改正法は、令和2年10月1日に施行されました。

4 改正の内容

「写り込み」に関する令和2年著作権法改正のポイントは次の3点です。
①権利制限の対象となる行為が拡大

- したこと(対象行為の拡大)
- ②著作物の創作行為に限定されなくなったこと(著作物創作要件の削除)
- ③分離困難性要件が直接の要件ではなくなったこと(分離困難性要件の緩和)

(1)①対象行為の拡大

前記3のとおり、改正前30条の2第1項は、「写真の撮影」、「録音」、「録画」の3つの行為類型のみ規定しており、その他の行為類型については、文言上、権利制限の対象として扱われていませんでした。

改正後30条の2第1項は、対象行為を「写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為(以下この項において「複製伝達行為」という。)」と規定しました。文化庁の資料によれば、「事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為」として、スクリーンショットや、生配信(ライブ配信)等がこれに含まれるものと例示されています¹。

(2)②著作物創作要件の削除

改正前30条の2第1項においては、写真の撮影等の方法によって「著作物を創作するに当たつて」との要件が規定されており、同項は、「創作性」が認められる場面に限定して適用されることになっていました。

「創作性」の有無は、著作権法の解釈上、判断が難しい要件ですが、「ある思想の表現方法の一つに、あるいは相当程度に限定されている場合には、著作物性を認めるべきではない

という結論には、判例・学説上コンセンサスがある」と説明されており²、例えば、特段の意図なく定点カメラ(防犯カメラなども含む)により影像を撮影する場合等は、著作物創作要件を欠くものと判断される可能性がありました。また、スクリーンショットも、スマートフォンなどの画面上の表示をそのまま切り取るものであり、同じ画面表示をその対象とする場合には、同じ切り取り方になるため、これも著作物創作要件を欠くものと判断される可能性がありました。

改正後30条の2第1項では、著作物創作要件が文言から削除されました。文化庁によれば、この改正により、定点カメラによる影像の撮影や、スクリーンショット等の行為についても、権利制限の対象となったとされています³。

(3)③分離困難性要件の緩和

改正前30条の2第1項においては、「写り込み」の対象となる著作物について、「写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。)」と規定していました。

これについては、例えば、親が子どもの写真を撮影する際に、子どもが手に持っているぬいぐるみ(=著作物)については、撮影前に子供にこれを手放させることが容易であるため、分離困難とはいえないとして、改

正前30条の2第1項による権利制限の対象とならず、権利侵害となるという考え方⁴もありました。

改正後30条の2第1項は、このいわゆる「分離困難性要件」を直接の要件としては規定していません。したがって、分離困難であるというだけで権利制限の対象から外れることはない、ということになり、要件が緩和されました(ただし、改正後30条の2第1項は、写り込みが「正当な範囲内」であることを要求しており、この要件の検討要素として「分離の困難性の程度」が例示されています。したがって、分離困難性に関する検討が全く不要になったとまではいえないこととなります。)

5 実務に与える影響

令和2年著作権法改正は、「ライブ配信」が権利制限規定の対象となり得ることを、明文をもって規定しました。今後は、改正後30条の2第1項の「正当な範囲内」か否かが争点となり、この点に関する事例が集積されていくものと思われます。

<参考文献>

1. 文化庁「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律(説明資料)」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_02.pdf) 27頁
2. 中山信弘「著作権法(第3版)」(2020年、有斐閣) 79頁
3. 前掲注1. 27頁
4. 小倉秀夫=金井重彦編著「著作権法コメント(改訂版)II」(2020年、第一法規) 48頁[金井重彦=芝口祥史執筆部分]